平成２９年（フ）第１０２号
兵庫県姫路市御国野町国分寺419番地１　ハイネスＫ－１　203号
破産者　松山美智子こと　鄭　美智子
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８４号
広島市南区皆実町６丁目18番18―101号
破産者　髙橋　佳子
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８号
福岡県糸島市王丸584番地２
破産者　田川　大輔
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３５３号
福岡市早良区星の原団地64番403号
破産者　菅原　幸隆
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３５８号
福岡市南区柏原６丁目８番３―203号
破産者　加藤　亜矢
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８２号
福岡市博多区築港本町８番７―707号
破産者　橋口　二郎
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４３２号
福岡市早良区百道１丁目１番40―104号
破産者　青木　公彦
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６７号
福岡県糟屋郡志免町志免中央１丁目13番32号
破産者　平賀　　穣
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５１５号
福岡市博多区博多駅南２丁目17番10号
破産者　樋口　康司
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５７１号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目60番地１　メゾンドＺＥＮ503号、前住所福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目32番地
破産者　古賀　　忍
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７９号
長崎県長崎市桜木町３番33―305号、旧住所長崎県五島市池田町３番12号
破産者　近藤　博彦
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
長崎県島原市新山３丁目9015番地10、旧住所熊本県熊本市南区八分字町181番地１
破産者　金子　正幸
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
大分市大字下郡3666番地の64（大八ビル202）
破産者　濱本　　悟
１　決定年月日　平成29年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３８号
岩手県花巻市東宮野目第13地割33番地
破産者　髙橋　　明
１　決定年月日　平成29年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４７号
茨城県下妻市高道祖31番地１シャルマン106号室、開始決定時の住所茨城県結城市大字結城13837番地
破産者　増山美智雄
１　決定年月日　平成29年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１７８号
茨城県古河市西牛谷1069番地２　菊生コーポＣ棟201
破産者　宮本　　清
１　決定年月日　平成29年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５９号
茨城県古河市茶屋新田409番地66
破産者　野口　和之
１　決定年月日　平成29年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６０号
茨城県つくば市豊里の杜１丁目33番地10
破産者　野口　絹江
１　決定年月日　平成29年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６７号
茨城県古河市上片田1384番地21
破産者　根岸　宏美
１　決定年月日　平成29年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６８号
茨城県古河市上片田1384番地21
破産者　根岸　厚美
１　決定年月日　平成29年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部